

相模原都市計画区域

都市計画公園の変更に関する都市計画説明会 (城山中央公園)

日時:令和8年4月25日(土)
場所:城山総合事務所

相模原市 都市計画課
☎ 042-769-8247



城山中央公園は、平成6年に「総合公園」として都市計画決定していますが、20年以上にわたり整備が進まず、現在は広大な樹林地が広がっています。

市では、都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画公園等について、平成30年5月に「都市計画公園・緑地見直しの方針」を策定し、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、必要性を改めて検証した上で見直しを進めています。

当公園は、当初の都市計画決定時と、市全体の状況や公園に求められる機能が変化していることから、公園機能等を評価した結果、現状に即した形で公園種別や区域、面積、名称を変更するものです。

- 1 城山中央公園の概要
- 2 都市計画公園・緑地の見直しについて
- 3 都市計画の素案について
- 4 今後の都市計画手続について

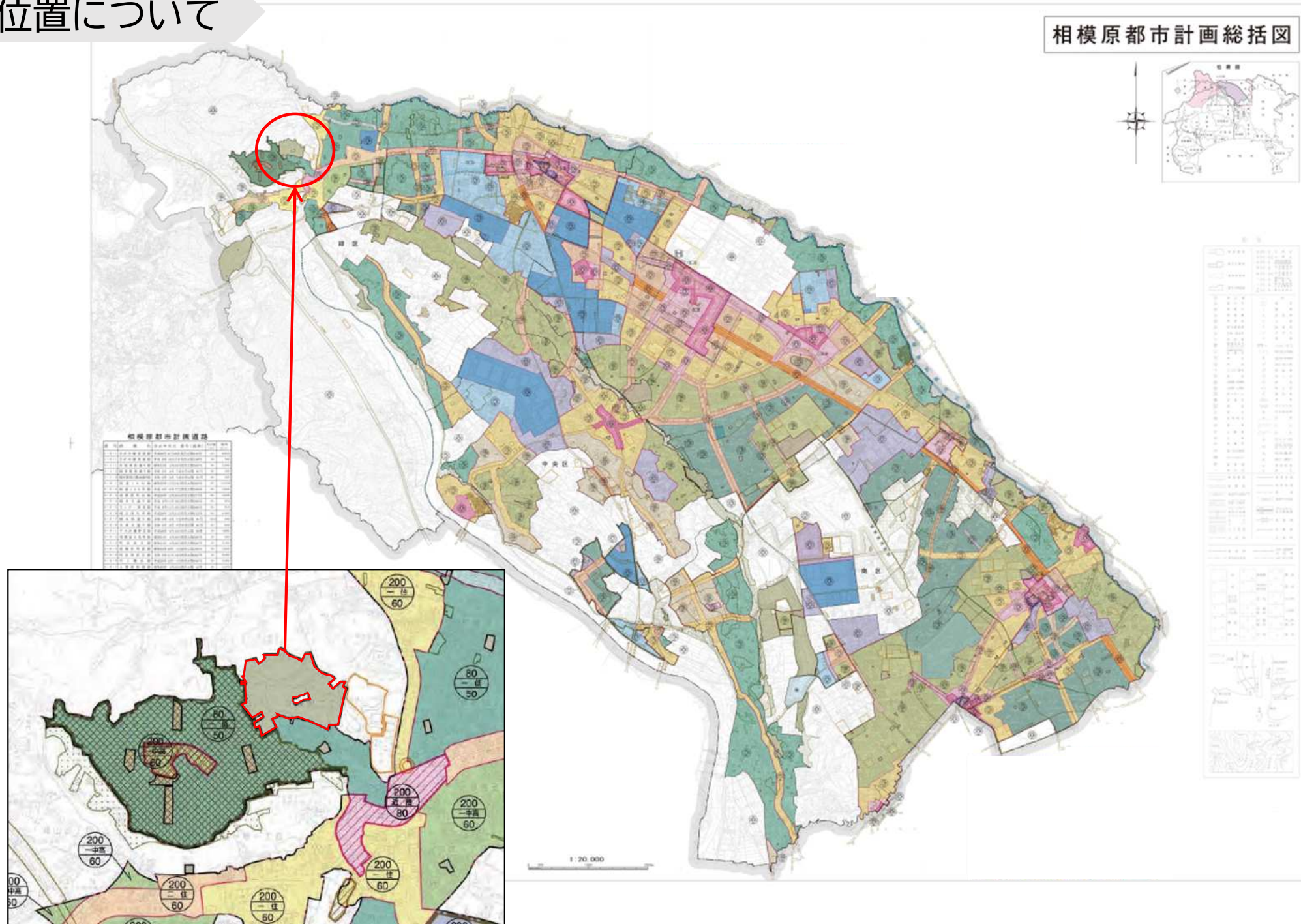
1 城山中央公園の概要

位置について



1 城山中央公園の概要

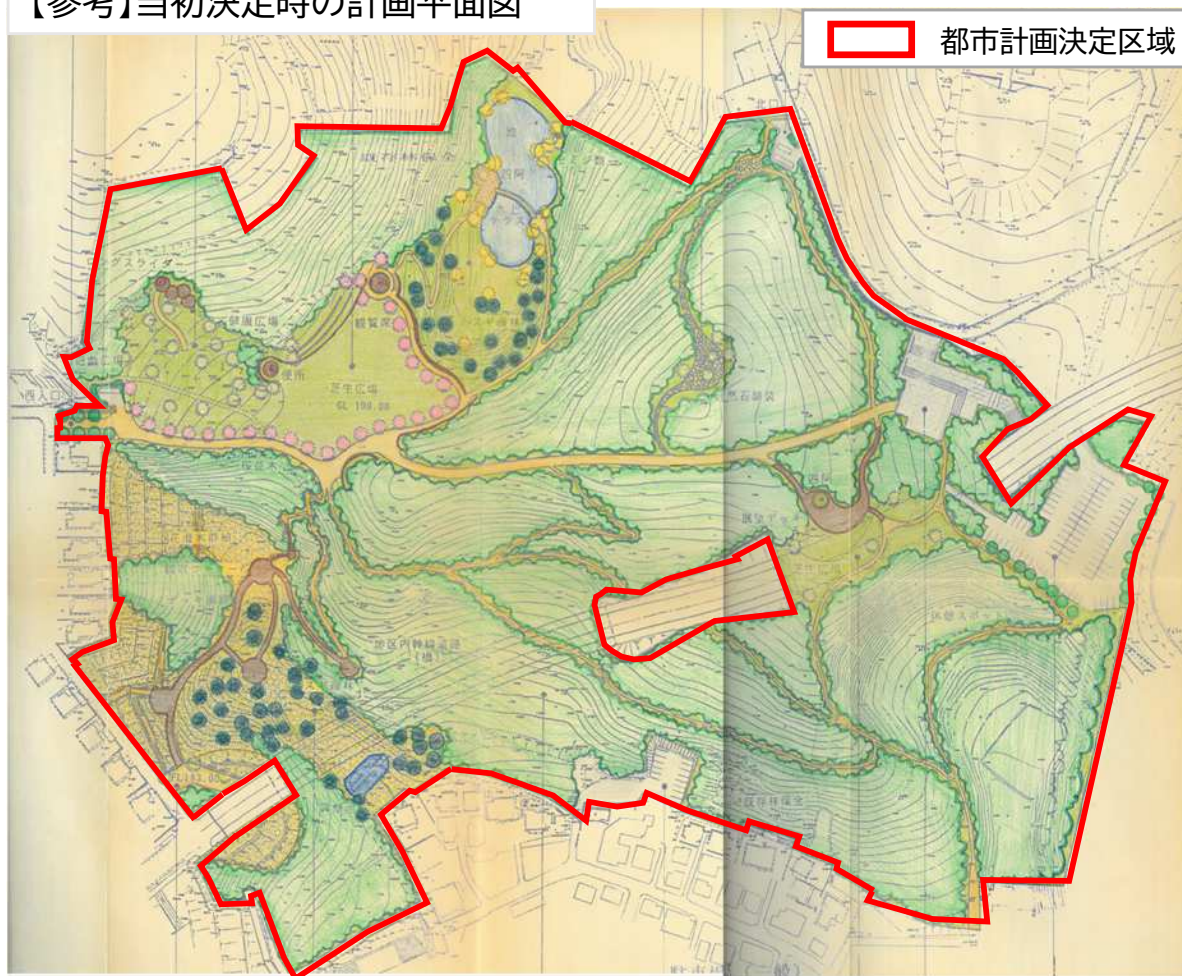
位置について



当初の都市計画決定について

自然と調和した快適な都市生活空間を確保するため、全町民(旧城山町民)を対象とした町のシンボルとなるレクリエーション、文化、健康活動の拠点を形成することを目的とした総合公園として、平成6年1月に城山町が都市計画決定しました。

【参考】当初決定時の計画平面図



●所在地 : 緑区久保沢2丁目ほか

●都市計画決定: 平成6年1月18日
(県告示第28号)

●公園種別 : 総合公園

●公園面積 : 約10.1ha

●都市計画区域の考え方(当時)

当公園は、市街地に隣接し、かつ豊かな自然環境が残されていることから、樹林地をできる限りまとめた形で保全・活用する考えで区域設定しています。

また、当初決定時には、公園を横断する形で都市計画道路の計画があったため、当該予定道路区域を避ける形で区域を決定しました。

現在の状況

整備は未着手のまま、ほぼ全域に雑木林を中心とする樹林地が広がっています。

区域内は、北東部に標高205mの山頂がある緩やかな山となっており、自然を生かした散策路により、市民の方々も自由に利用できる状態となっています。

空中写真(令和元年8月17日/出典 国土地理院)



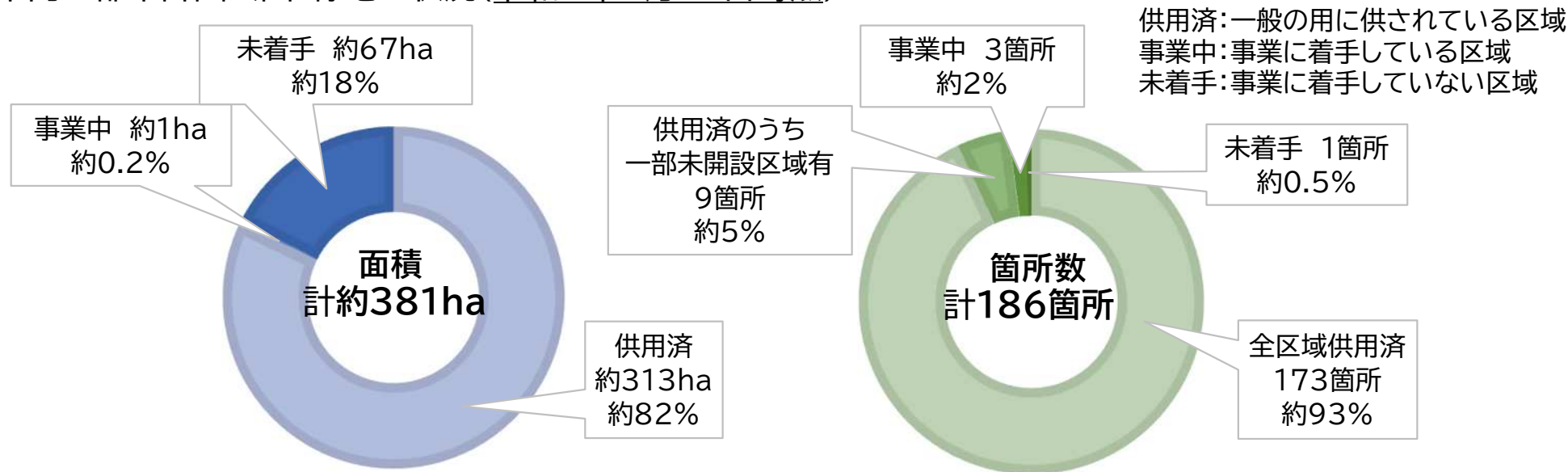
市内の都市計画公園・緑地の状況

都市計画公園・緑地は、都市計画決定している施設緑地(都市公園、都市緑地等)をいい、都市計画法第11条に掲げる都市施設です。

市内の都市計画公園・緑地は、**186箇所**、面積は約**381ha**あり、そのうち供用済の面積は約**313ha**(都市計画決定面積の約82%)です。

一方、未着手の面積は約**67ha**(都市計画決定面積の約18%)で、未開設区域を含む公園・緑地は**13箇所**存在し、中には20年以上の長期にわたり未着手となっている公園等もあります。

●市内の都市計画公園・緑地の状況(令和8年3月31日時点)



見直しの背景について

社会的 背景

長期的に整備の見通しが立たない都市計画施設(道路・公園等)の存在が全国的に問題となっています。

○国土交通省(H23.11 都市計画運用指針の改定)

都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されました。

○神奈川県(H27.3 「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」策定)

見直しの基本的な考え方や、県内統一での見直しスケジュール案が示されました。

○長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、必要性の再検証を行う必要があります。

○本市の上位計画においても、都市づくりの進捗状況に応じ、社会経済状況の変化や市民ニーズを踏まえた上で、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、都市計画の変更、廃止等の見直しを図ることとしています。

方針における見直しの対象と検証の流れ

見直しの対象 **20年以上未着手の区域を含む公園・緑地** → **11箇所**

●見直しの流れ

ステップ1:見直しの対象(区域)の選定

ステップ2:必要性の検証

・上位計画との整合

ステップ3:実現性の検証

・整備優先度等の観点から検証

ステップ4:代替性の検証

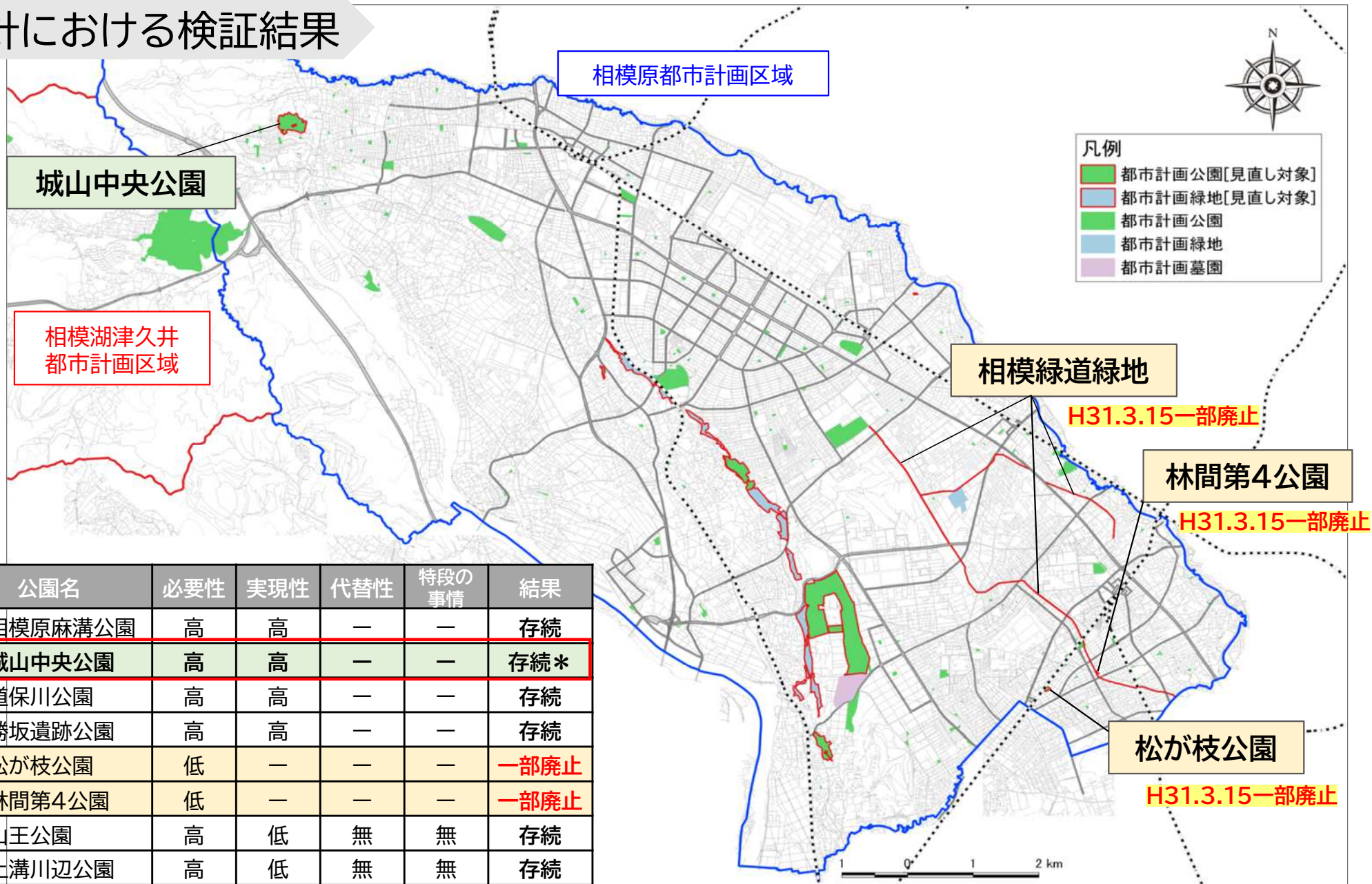
・代替可能な候補地の有無、継続性・担保性の検証

ステップ5:存続の検証

・地域固有の特段の事情

【存続】・【変更】・【廃止(一部廃止を含む。)】

方針における検証結果



公園名	必要性	実現性	代替性	特段の事情	結果
① 相模原麻溝公園	高	高	—	—	存続
② 城山中央公園	高	高	—	—	存続*
③ 道保川公園	高	高	—	—	存続
④ 勝坂遺跡公園	高	高	—	—	存続
⑤ 松が枝公園	低	—	—	—	一部廃止
⑥ 林間第4公園	低	—	—	—	一部廃止
⑦ 山王公園	高	低	無	無	存続
⑧ 上溝川辺公園	高	低	無	無	存続
⑨ 相模緑道緑地	低	—	—	—	一部廃止
⑩ 横山丘陵緑地	高	低	無	無	存続
⑪ 道保川緑地	高	低	無	無	存続

* 城山中央公園については、「存続」だが、公園種別及び区域の変更について具体的な検討を行う。

城山中央公園の都市計画変更に至る経過

平成20年度～ 町合併による計画見直し検討

→ 市域全体の公園配置から見た検証により、近隣に総合公園が既に存在していること等から、当公園の求められる役割は、「総合公園としての整備」よりも「自然環境の維持」であり、既存樹林が残る現況を生かせる公園機能の検討が必要である。

平成30年5月 都市計画公園・緑地見直しの方針

→ ▶ 現況の土地利用を生かした公園種別や区域の変更について具体的な検討を行う

当初都市計画決定時のまちづくり構想と現況の土地利用が異なっており、樹林地の特性を最大限生かす公園種別の変更により、求められる機能を維持し、また、かつて道路の計画を見込み、設定した区域については、道路構想が廃止されたことから、区域の見直しも検証する必要があります。そのため、地域の実情に合わせた公園種別や区域の変更について、具体的な検討を行います。

令和5年度 城山中央公園樹林地保存活用方針

- ▶ 公園種別は、現存する樹林地の特性を生かし、風致(自然の景色などの趣や味わい)の享受を目的とした「**特殊公園(風致公園)**」に変更
- ▶ 公園区域境界の明確化等に伴い、公園区域等を変更

これまでの検討・方針を踏まえ、都市計画変更を行います。

変更の理由

本市では、都市計画決定後、長期未着手・未整備となっている都市計画公園・緑地について、その必要性を改めて検証し、将来にわたり持続可能な都市計画を目指すため、平成30年5月30日に「都市計画公園・緑地見直しの方針」を策定しました。

この方針に基づき、城山中央公園は、現況の土地利用を生かした公園種別や区域の変更について具体的な検討を行うこととし、令和5年に策定した「城山中央公園樹林地保存活用方針」により、当該公園計画の評価を行った結果、「特殊公園(風致公園)」に公園種別を変更するものです。

併せて、道路計画の廃止及び公園区域境界の明確化に伴う区域の変更、並びに地域性(旧字名)を表す名称に名称変更するものです。

変更の内容

公園に関する都市計画は、公園の種別、名称、位置、区域及び面積を定めることとなっており、今回都市計画変更する内容は次のとおりです。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	<u>特殊公園</u>	<u>7・5・1</u>	<u>城山春林公園</u>	相模原市緑区久保沢二丁目、川尻字小松及び字小野、若葉台一丁目並びに若葉台七丁目	<u>約10.3ha</u>	散策路 樹林地 ベンチ 等
旧	総合公園	5・5・3	城山中央公園	相模原市緑区久保沢二丁目、川尻字小松、字小野、若葉台一丁目及び若葉台七丁目	約10.1ha	芝生広場 散策路 駐車場 樹林地 池 等

公園種別の変更

公園は、位置、規模、目的に応じて、各種の機能を分担しており、公園の目的に対応するため、「総合公園」から「特殊公園(風致公園)」に見直しを行います。

都市計画法		都市公園法	
種別	種別	目的	市内の一例
街区公園	街区公園	主として街区内(半径250m程度)に居住する者の利用に供する	久保沢公園、中原公園
近隣公園	近隣公園	主として近隣(半径500m程度)に居住する者の利用に供する	小山公園、原宿公園
地区公園	地区公園	主として徒歩圏内(半径1km程度)に居住する者の利用に供する	鹿沼公園
総合公園	総合公園	主として、1つの市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する	相模原北公園、麻溝公園
運動公園	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする	横山公園、淵野辺公園
特殊公園	風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする	相模川自然の村公園、道保川公園
	歴史公園	歴史公園としての利用を目的とする	史跡勝坂遺跡公園



名称の変更

広域性や拠点性を表す「城山中央公園」から、地域性をイメージする旧字名を用いた「城山春林公園」に変更します。

城山中央公園



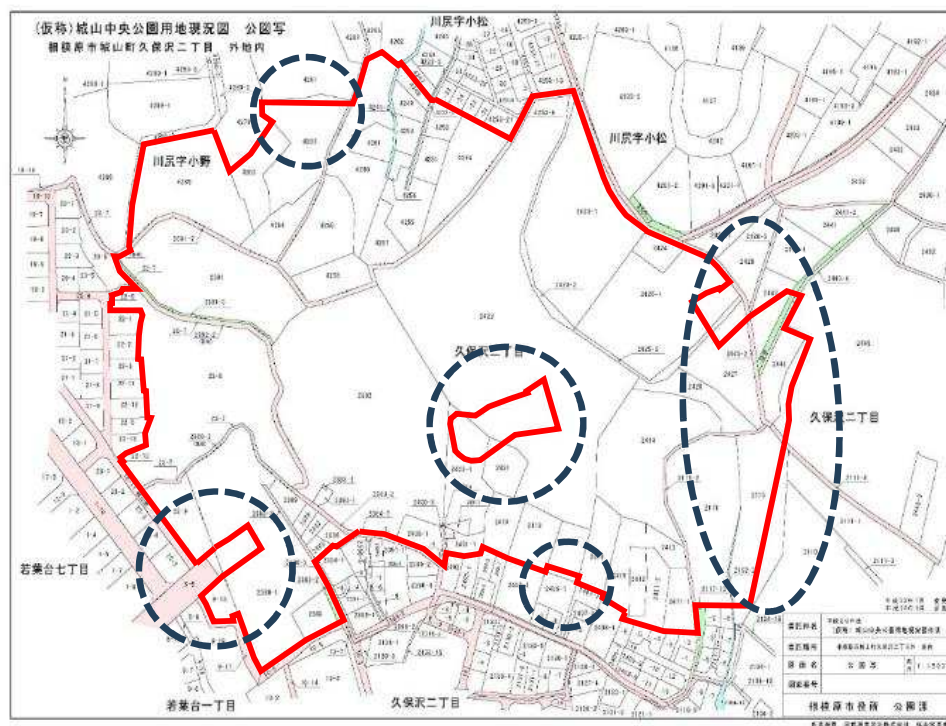
城山春林公園

なお、上記の名称については都市計画で定める名称であり、実際の公園名とは異なる場合がありますのでご了承ください。

区域及び面積の変更

当初の都市計画決定時にあった道路構想の廃止や、用地の取得によって公園区域の境界が確定したことに伴う区域境界の変更などにより、一部区域及び面積を変更します。

<変更前>



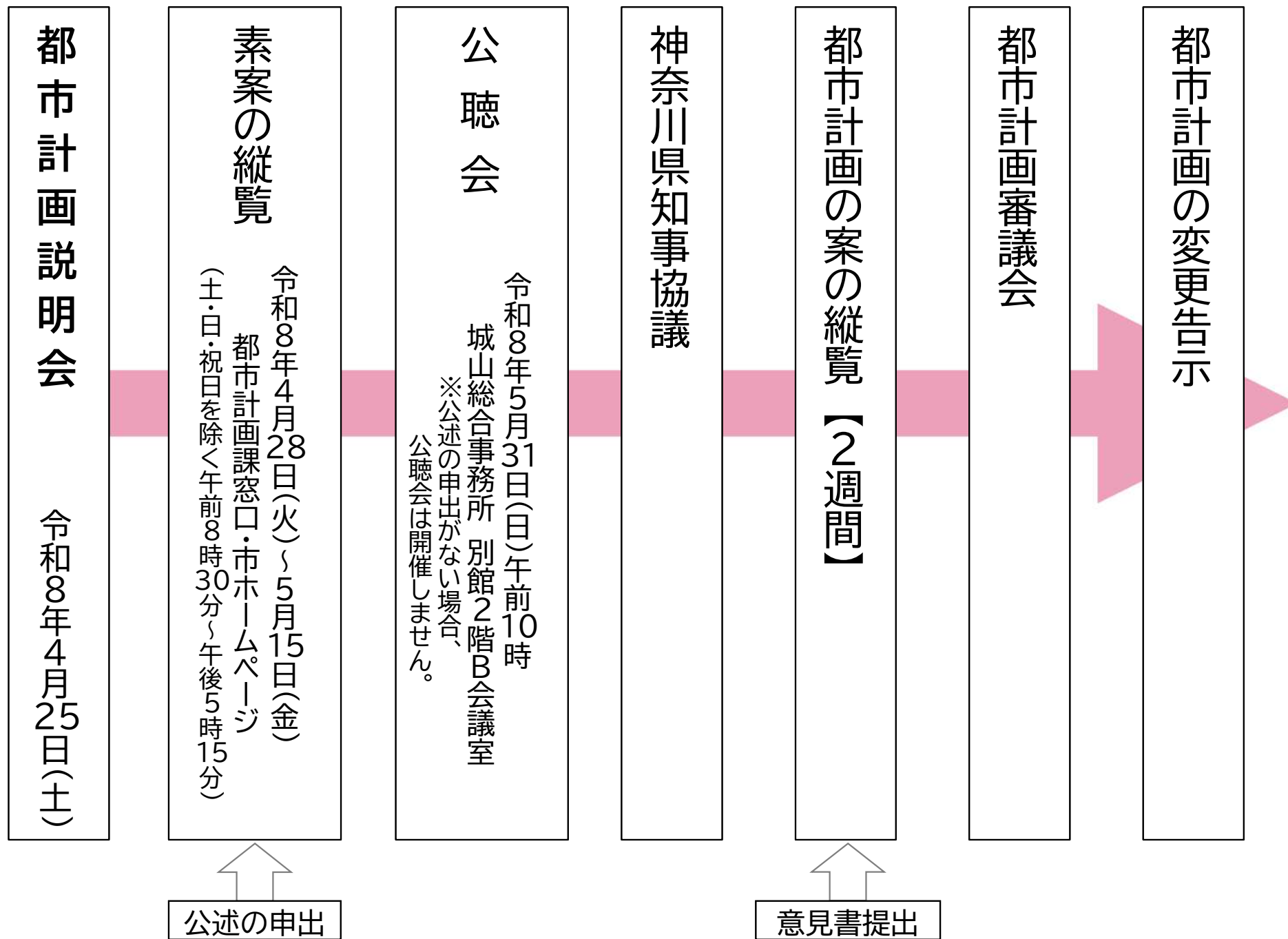
<面積:約10.1ha>

<変更後>



<面積:約10.3ha>

都市計画決定区域
 変更箇所



素案の縦覧について

▶次のとおり、素案の縦覧を行います。

縦覧期間	令和8年4月28日（火）～5月15日（金）
縦覧場所 受付時間	相模原市役所 第1別館4階 都市計画課 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日を除く）
	4月28日（火）から、市ホームページでも都市計画素案をご覧になれます。 トップページ > 市政情報 > まちづくり・環境 > まちづくり > 都市計画・都市再生・再開発・区画整理 > 手続き中の都市計画案件について https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1015613/index.html



公述の申出について

➤本市に住所を有する方や利害関係人は、公聴会の場で御意見を述べたい場合は、「書面の提出」又は「電子申請」のいずれかの方法により、公述の申出をすることができます。

受付期間	令和8年4月28日（火）～5月15日（金）
申出方法 （右記①、②のいずれか）	<p>①書面の提出（郵送又は直接窓口へ）</p> <ul style="list-style-type: none">・「公述申出書」に「氏名」、「住所」、「公述意見の要旨」など所定の事項を記載し、期限内必着で都市計画課へ郵送又はお持ちください。 <p>【提出先】 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none">※「公述申出書」の様式は、4月28日（火）から、都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。※お持ちいただく場合の窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）※ファクスやEメールでは受付をできませんのでご注意ください。※5月15日（金）午後5時15分必着
	<p>②電子申請</p> <p>4月28日（火）から、電子申請サービス（Logoフォーム）をご利用ください。</p> <p>https://logoform.jp/form/oWjU/1466620</p> <ul style="list-style-type: none">※右記の二次元コードからも申請することができます。※4月28日（火）午前8時30分～5月15日（金）午後5時15分まで※上記の時間内に申請手続を完了させてください。※文字数や機種依存文字など制限がありますので、ご注意ください。



公聴会について

▶公述の申出があった場合、公聴会を開催します。

日 時	令和8年5月31日（日）午前10時から
会 場	城山総合事務所 別館2階B会議室

※公聴会を中止する場合は、5月15日（金）以降、市ホームページでお知らせします。



問合せ先



潤水都市 さがみはら

《都市計画の手続に関するお問い合わせ先》

都市計画課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎 第1別館4階

電話：042-769-8247

《相模原市ホームページ 手続中の都市計画案件のURL》

トップページ>市政情報>まちづくり・環境>まちづくり
>都市計画・都市再生・再開発・区画整理>手続き中の都市計画案件について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1015613/index.html>

相模原市マスコットキャラクター
さがみん

